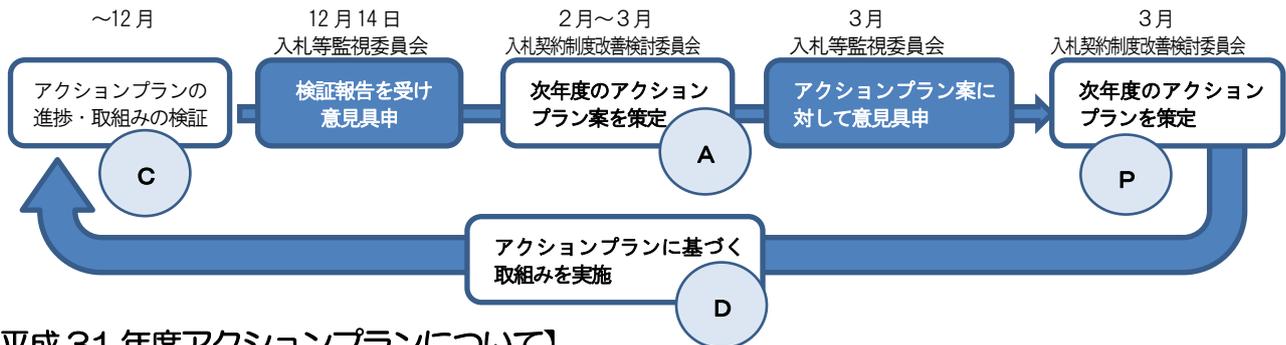


平成31年度 入札契約事務コンプライアンス・アクションプランの改正について 概要版

令和元年9月
大阪市

【入札契約事務コンプライアンス・アクションプランについて】

・本市における全庁的なコンプライアンスの取組みを強化するとともに、入札契約事務に関わる職員のコンプライアンス意識の向上や徹底を図るため、平成27年度より「入札契約事務コンプライアンス・アクションプラン」（以下「アクションプラン」という。）を毎年度策定し、その実施状況等を検証した上で、その内容を次年度のアクションプランに活かしていくというPDCAサイクルに沿った継続的・恒久的な取組みを行っている。



【平成31年度アクションプランについて】

- ◆平成30年度の検証結果及び大阪市入札等監視委員会からの意見等を踏まえて、平成31年度アクションプランに反映。なお、平成31年1月に強制捜査を受け、同年3月に職員が逮捕された事案に関しては、全容が明らかになった時点で原因に応じた再発防止策を改めて検討し、アクションプランに盛り込むこととしてきた。
- ◆今般、裁判等において、職員が情報漏えいについて認めるなど経緯等が一部明らかになってきたことから、情報管理の徹底などの再発防止策をアクションプランに盛り込むものである。
- ◆なお、現在も裁判が継続しており、全容解明に至っていないことから、今後、明らかになった事実等に応じ、その対策を検討し、取り組むこととする。
- ◆平成31年3月からの主な追加（変更）点

- ① 設計価格等に関する情報管理の徹底について
 - ・大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局※で作成している「入札契約情報管理ガイドライン」の再点検を踏まえ、必要に応じて「標準案」に反映させるとともに、構成局以外の所属が活用するための標準案を策定する。
- ② 「大阪市談合情報等対応マニュアル」の改正について
 - ・談合情報等の対応策の検討を契約管財局に一元化することに伴い、各所属に情報が寄せられた場合の手続きを整理・明確化する。
- ③ 不正が起きにくい入札契約制度の構築について
 - ・大阪市競争入札参加停止措置要綱の改正や入札時の提出資料の見直しなど、事業者による不正が起きにくい仕組みを構築する。

※ 大阪市入札契約制度改善検討委員会の構成局（契約管財局、環境局、都市整備局、建設局、港湾局、水道局）

職員一人ひとりが取組みの意味をしっかりと理解し、自らのものとして職務に活かしていくことが重要

実態に即した取組みの実施により、職員のコンプライアンス意識の徹底を図る